

平成19年2月23日

各 位

会社名 日本研紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇田吉孝
(コード番号 5398 大証第2部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 吉村 勉
TEL (06)6536-3511

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第21項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるための規定を新設するものであります。
(変更案第19条、第27条、第36条)

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるための規定を新設するものであります。(変更案第6条)

会社法第189条第21項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第9条)

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則第94条第1項ならびに会社計算規則に従い、一定事項を除きインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる対応を可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第15条)

株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数を当社の株主1名と定めるものであります。(変更案第17条)

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるための規定を新設するものであります。(変更案第25条第41項)

会社法第427条第11項の規定に従い、社外監査役の招聘に資するよう、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第35条)

会計監査人の章を新設するとともに、当該規定を新設するものであります。(変更案第36条から第39条)

(2) 英文の社名を明確にするものであります。(変更案第1条)

- (3) 株主の皆様への周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当会社の公告方法を電子公告に変更するものであります。また、あわせて事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第4条)
- (4) 上記の変更、新設に伴い、一部字句の修正や条数等の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成19年3月29日(木)

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条(商 号) 当社は日本研紙株式会社と称する。</p> <p>第 2 条(目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 研磨布紙の製造販売</u> <u>2. 化学成型品の製造販売</u> <u>3. 研磨機械、器具、装置並びに付属品の製造販売</u> <u>4. 前各号に付帯する各種商品の販売</u> <u>5. コンピュータソフトウェアの開発及び販売並びにコンピュータによる計算代行業務、情報処理サービス業</u> <u>6. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> <u>7. 医薬部外品、茶類及び日用雑貨品の販売</u> <u>8. 有価証券の保有及びその運用</u> <u>9. 不動産の賃貸業務</u> <u>10. 前各号に関連する一切の業務</u></p> <p>第 3 条(本 店) 当社の本店は大阪市に置く。</p> <p>第 4 条(公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条(商 号) 当社は、日本研紙株式会社と称し、英文では <u>NIHON KENSHI CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>第 2 条(目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 研磨布紙の製造販売</u> <u>(2) 化学成型品の製造販売</u> <u>(3) 研磨機械、器具、装置ならびに付属品の製造販売</u> <u>(4) 前各号に付帯する各種商品の販売</u> <u>(5) コンピュータソフトウェアの開発および販売ならびにコンピュータによる計算代行業務、情報処理サービス業</u> <u>(6) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u> <u>(7) 医薬部外品、茶類および日用雑貨品の販売</u> <u>(8) 有価証券の保有およびその運用</u> <u>(9) 不動産の賃貸業務</u> <u>(10) 前各号に関連する一切の業務</u></p> <p>第 3 条(本 店) 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>第 4 条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条(会社が発行する株式の総数) 当会社が発行する株式の総数は4,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>第 6 条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (自己株式の取得) <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>第 7 条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 7 条 (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) <u>当社の1単元の株式数は1,000株とする。</u> <u>(2)当社は1単元の株式数に満たない株式にかかる株券を発行しない。</u></p>	<p>第 8 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>2 当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p>
<p>第 8 条 (株券の種類) <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 9 条 (名義書換代理人) <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>(2)名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>(3)当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録等の株式事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株式取扱規則) <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未済株式の買取り、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券喪失登録及び株券の交付等株式に関する手続並びにその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第11条 (株式取扱規則) <u>当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第11条 (基 準 日) <u>毎年決算期末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>(2)前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p>第12条 (招 集) 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。 <u>(2)株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。</u> <u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第12条 (招 集) 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第13条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p>第13条 (招 集 地) <u>株主総会は商法第233条の規定に拠るの他、工場の所在地(福山市)又はこれに隣接する地に招集することができる。</u></p>	<p>第14条 (開催場所) <u>当会社の株主総会は、大阪市もしくは福山市またはこれらに隣接する地において開催する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条(議 長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに任じ、 取締役社長事故ある時は取締役会の決議に 基づき、あらかじめ定めた順位により他の取 締役がこれに任ずる。</p> <p>第15条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を 代理人として、議決権を行使することができる。 但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代 理権を証する書面を当会社に提出しなければ ならない。</p> <p>第16条(決議方法) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定 めがある場合を除き、出席株主の議決権の過 半数をもってこれを決する。</p> <p>(2)商法第343条の規定によるべき株主総会の 特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の3分の 2以上をもってこれを決する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第17条(取締役の定員) 当会社に取締役11名以内を置く。</p>	<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したものとみな すことができる。</p> <p>第16条(議 長) 株主総会の議長は取締役社長がこれにあ たり、取締役社長に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が、議長となる。</p> <p>第17条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1 名を代理人として、その議決権を行使するこ とができる。 ただし、株主または代理人は、株主総会ごと に代理権を証明する書面を当会社に提出し なければならない。</p> <p>第18条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半 数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、 当該株主総会において議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の3分の2 以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条(取締役会の設置) 当社は、取締役会を置く。</p> <p>第20条(取締役の員数) 当社の取締役は、11名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (取締役の選任) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> (2) <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u> (3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第20条 (取締役会及び取締役会規則) 取締役会は、<u>取締役をもって構成する。</u> (2) <u>取締役会で決する重要な業務執行内容のほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>第21条 (代表取締役) <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> <u>代表取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第22条から移設)</p> <p>第22条 (役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集通知及び決議) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u> 取締役会長を定めない場合、又は事故ある時は、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長も事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、その任にあたる。</u></p>	<p>第21条 (取締役の選任方法) 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (取締役会および取締役会規則) 取締役会は、<u>取締役をもって構成する。</u> 2 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(第24条2に統合)</p> <p>第25条 (取締役会の招集および決議) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u> 取締役会長を定めない場合、または事故あるときは、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2)取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。</p> <p>但し、取締役及び監査役全員の同意がある時は、この限りでない。</p> <p>(3)取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第24条(監査役の定員及び常勤監査役) 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(2)監査役はその互選により、常勤監査役を定める。</p> <p>第25条(監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2)監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>2 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>3 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>4 取締役会の決議事項について、取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第26条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条(監査役および監査役会の設置) 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>第28条(監査役の員数) 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(第31条に移設)</p> <p>第29条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条(監査役の任期) <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(第24条(2)から移設)</p> <p>第27条(監査役会の招集通知及び決議) 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発するものとする。</p> <p>但し、監査役全員の同意があるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>(2)監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>第28条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条(監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条(常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条(監査役会の招集通知および決議) 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発するものとする。 <u>ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> また、<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第33条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第34条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第35条(社外監査役の責任限定) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったときの損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第36条(会計監査人の設置)</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第37条(会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第38条(会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第39条(会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p><u>第29条(営業年度及び決算)</u> 当社の営業年度は1力年とし、1月1日から12月31日までとし、<u>決算は毎営業年度末に行う。</u></p> <p><u>第30条(利益配当金)</u> 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、もしくは登録質権者にこれを支払う。 <u>(2)前項の配当金は、支払の通知をした日から満3年を経過しても受領されない時、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(第30条(2)から移設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p><u>第40条(事業年度)</u> 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p><u>第41条(剰余金の配当の基準日)</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(第42条に移設)</p> <p><u>第42条(配当金の除斥期間)</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。なお、未払いの配当金には利息をつけない。</u></p>